
特集・地域研究の新地平

制度変化と地域研究
— 経済発展研究の新展開 —

吉 原 久仁夫 *

Institutional Change and Area Studies:
A New Field for Development Studies

YOSHIHARA Kunio*

A nation's economic development depends on institutions, as argued persuasively in the 1990 book by Douglass North. But what kinds of institutions are needed depends on the stages of economic development and also varies from country to country, as shown in Japanese institutional innovations such as keiretsu and Japanese management methods. Therefore, what a researcher needs to do is not to judge institutions by a certain fixed model but to observe how institutions are functioning and see where institutional improvements are needed for sustainable economic growth.

New institutional economics, particularly the branch concerned with a nation's economic development, evolved in close relation to neo-classical economics. This is probably because those who pioneered the field were mostly US-based economists, among whom neo-classical economics dominates. But neo-classical economics, which heavily depends on the deductive approach, is not an ideal discipline to go into new institutional economics, because the latter requires case studies and has to depend on the inductive approach. Although those who study the relations between institutions and economic development have to be familiar with the mechanism of productivity increase, if they go into the study from area studies, they do not have to be bound by the quantitative, mathematical requirements of neo-classical economics and can look closely at the relations between institutions and productivity increase. Such investigation is especially needed for developing countries, where the role of institutions is poorly understood. Therefore, the attention of area specialists to institutions is needed, and for them to go in that direction will be richly rewarded since they have a comparative advantage in studying institutions.

* 京都大学東南アジア研究センター, Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University

1. 経済発展と制度

経済発展の要因として制度の問題があるという認識は広がりつつあるが、この問題を議論する前に、経済発展をまず定義しておかなければならない。

1.1 経済発展=経済成長

経済発展をここでは経済成長と同義語とみなす。国の経済成長とは1人あたり国民所得が増加することで、増加の度合いは成長率で普通計られる。ただ、経済成長率は、「今年の日本の経済成長率」というふうに、短期の経済変化の測定にも使われるが、経済発展との関連で論じる場合、経済成長は長期の成長である。長期間に経済が停滞していれば、その国は経済発展していない国、逆に経済成長率が高ければ経済発展している国と考える。それでは、長期とはどれほどの時間単位なのかという問題があるが、それに関するコンセンサスはない。ただ、数年の単位ではない。

経済発展を数量的な変化ではなく、質的な変化としてとらえる場合がある。発展している国と発展していない国と言う場合は質的な違いを問題にしている。区分の基準は平均所得水準であるが、この場合も経済成長と関連がある。発展している国はこれまでに経済成長をしてきた国で、発展していない国は経済が停滞していたか、成長率が低かった国ということになる。

所得水準を経済発展の指標にとることに誤解があつてはならないので、本題に入る前に一二言及しておきたいことがある。1つは、ある国の平均所得が高くとも、所得分配が不平等であれば、その国が経済発展しているとは言えないという批判である。たしかに、平均所得が上昇する過程で、所得分配が不平等になる場合があるが、かなり高い所得水準（たとえば、平均所得が一万ドル以上）に到達した国では、それ以下の所得水準の国より所得分配は平等であるので、発展した国と発展していない国に分ける場合、特に分配問題を考慮する必要はない。また1つは、平均所得が高くとも、多くの人が過去の経済成長の恩恵を受ける機会がなく、貧困にあえいでいるのであれば、その国は経済発展しているとは言えないという批判である。しかし、貧困の問題は低所得国の方が深刻である。経済発展をした国に貧困の問題が残っているが、だからといってその国が経済発展していないということにはならない。ある国が経済発展しているというのは相対的な経済状態を指すもので、そういう国では多くの人が飢餓、無知、病魔から解放され、より大きな経済的自由を享受していることだと理解した方がよい。

制度と経済成長の関係に戻ると、問題はなぜ制度が経済成長の決定要因かということである。新古典派経済学が経済成長を問題にする時、それは輸出とか資本形成という経済変数を経済成長の決定要因として扱うが、制度については言及しない。それでは、新古典派経済学的接近は間違っているのか。制度を問題にする研究者は、それが間違ったものだと言わないが、説明が不十分である、あるいは問題の本質を逸していると言うであろう。たしかに、経済成長は輸出

の伸び率、また資本形成の水準に依存するが、それでは輸出なり資本形成を決めているのはなにかというと、それを新古典派経済学では別の経済変数で説明しようとする。しかし、それでは、経済水準が同じだった国間になぜ格差が生じてくるのか、また水準の低かった国が高かった国を追い上げ、現在はより高い所得を享受しているのはなぜかという問題を説明することは難しい。制度を問題にする研究者は経済変数間の関係は否定しないが、変数間の関係を決めているのはパラメーターであり、そのパラメーターを決めている重要な要因として制度があると主張する。

それでは制度とはなにであり、どのようにしてパラメーターを通じて経済に影響を与えるのであろうか。

1.2 制度とは

制度と経済成長の関係を最もシステムティックに整理した研究はアメリカの経済史家ダグラス・ノースが1990年出版した著書である [North 1990]。小論では、この本を出発点とし、制度の定義はそこでの定義に従うこととする。

制度とは社会のルールである [North 1990: 3]。こう考えると、ある国の経済制度全体を論ずる時、そこでの多くのルールの総体を問題にしなければならない。その国の経済制度全体を市場経済という場合、それはルール全体の特徴を指した名称である。計画経済と呼ぶ場合も、同様である。両者を区別する重要な基準は経済的自由度が全体でどの程度許されているかであろうが、そうすると、同じ市場経済、あるいは計画経済と呼ばれる制度内にバリエーションがあることになる。たとえば、日本とアメリカの経済制度全体はいずれも市場経済という名で呼ばれるが、自由度は少し違う。一般にアメリカの方が自由度は高いと考えられている。しかし、これは全般的なことで、ルールを1つ1つ調べると、日本の方が自由度の高いものもある（たとえば、レストランでのビール販売の自由度は日本の方が高そうである）。

ルールにはフォーマルなルールとインフォーマルなルールがある [North 1990: 36-53]。前者は法律のようなもので、それに違反した場合、政府が違反者に制裁を加える。それに対し、後者は前者を補完する目的でつくられた内規、社会の慣習、行動規律のようなものである [North 1990: 40]。後者に違反した場合の制裁は政府ではなく、自己の所属する集団なり社会によって行われる。

どちらの場合も、ルールが個人の行動の制約要因になるためには、ルールの中身がどうであるかということ以外に、それがどの程度執行されているかが問題になる。それは執行を伴わないルールは制約要因として機能しないからである。たとえば、営利誘拐に対してどの国もそれを罰する条項を刑法に盛り込んでいると思われるが、それだからと言ってそれがどの国でも同程度に営利誘拐を計画する者の制限要因になっているのではない。営利誘拐を行っても、それで処罰される可能性の低い国もある。そういう国では、営利誘拐を罰するルールが制約要因に

なっている度合いは低い。したがって、ルールはその中身だけではなく、どの程度執行されているかが問題になる。

たとえば、道路交通法はどの国でもあるだろうが、その中身は自動車が安全にスムーズに目的地に到達することを目的とした道路使用ルールである。ルールがなければ、道路は混雑し、運転の危険度はまし、目的地に到着するのに時間がかかる。しかし、上記の目的に最も適したルールを作るという以外に、それを執行する体制を作らなければ、違反者が多く出て、ルール通りに自動車は走らない。たとえば、赤信号であれば止まらなければならないというルールになっていても、状況によってはそれを無視する運転者が多いと、事故が発生しやすい。それを防ぐために、赤信号を無視する運転者を罰するルールを作り、そういう運転者を検挙する体制を固めなければならない。ルールを破れば検挙される可能性を高めるのが執行の問題である。

2. 制度の経済への影響

2.1 フォーマルな制度の影響

まずフォーマルな制度の経済パフォーマンスへの影響を考えよう。影響は以下の3つのルートを通じて生じると思われる。1) 経済行為にたいする市場の制裁と報酬のあり方、2) 経済活動の自由度、3) 財産権の設定と保護。

1) は、経済行為に対して市場が報酬を与える場合、その報酬をどの程度自分のものにできるかを決める。所得税、法人税という税金は政府が個人への市場の報酬を一部取り上げるものであるが、税率(取り上げ率)が高ければ高いほど、個人の創意工夫へのインセンティブを低め、その結果、経済パフォーマンスは下がると普通考えられている。しかし、税率を上げることのマイナスの影響は不連続的に起こる可能性が高く、少々税率を動かしても、経済全体への影響は小さいかもしれない。だが、税率の高い場合と低い場合を比べると、税率の影響は比較的顕著であろう。

制裁は、企業が破産に追い込まれた場合、また個人が市場のニーズにマッチするものを与える能力がなく、あるいはその努力をせず、就職できないか失職した場合、どの程度個人の責任とみなすかを問題にする。市場経済の効率は個人の責任を明確にすればするだけ、高まると考えられることがあるが、報酬の場合と同じように、政府が介入して個人への影響を少し弱めても、あまり経済の効率は下がらないかもしれない。しかし、個人の責任を弱めれば、市場の制裁は影響力を失い、経済効率に悪影響を与える。

2) の自由度であるが、一般に自由度が高ければ生産性は高くなり、自由度が低ければ生産性が低くなると考えられている。自由度には、価格設定の自由、技術選択の自由、輸入の自由、投資の自由、契約の自由、企業の自由などが含まれる。自由であれば、創意工夫が経済の場で生かされやすく、また競争も促進される。競争が制限されれば、企業は生産性を高める努力を

あまりしなくなる。競争が経済活性化の動力と考えれば、それを抑制する経済的自由の制約は経済にマイナス効果をもたらすと考えられる。

ただ、経済行動の自由の規制は生産性に成長率にマイナスかというと必ずしもそうでないかもしれません。日本の産業構造政策は政府が市場に介入し、自由を抑制した面があるが、産業構造の変化が促進され、それで成長率は上昇したと考える人が多い。したがって、自由度が高ければ高いほど、成長率はプラスになるというのは必ずしも正しくないかもしれないが、政府の介入がプラスに働くためには効果的な政府の存在等の条件が必要で、発展途上国の中ではこの条件が満たされていないので、自由度と成長率の相関は高い。また、両者の関係が連続的でないにしても、自由度が高くなれば産業構造政策のような場合でも成長へのプラスの効果は期待できないので、高い自由度の方が低い自由度よりもプラス効果が大きい。

3) の財産権の設定と保護であるが、これは資本の効率を高め、資本形成を促進するうえで重要な役割を果たす。財産権の設定で特に問題になるのは、土地の所有権の確立である。土地の所有権が確立していれば、それを担保にして低利の融資を受けられるようになるが、所有権が設定されていなければ、担保権を融資者は設定できないので、返済されない場合のリスクを金利に上乗せせざるを得なくなる。また、所有権が設定されていないことは、土地の売買を難しくし、その有効利用の阻害要因になる。

財産権の保護は、それが弱ければ投資が生む利潤を小さくし、資本形成にマイナスの影響を与える。たとえば、ハワイで1960年代、パイナップル生産が人件費の上昇で難しくなった時、ハワイの生産者はタイに生産拠点を移した。タイが彼らに魅力的であったのは、投資の許可が得られやすいということもあったが、投資への成果が守られやすかったということもある。それに対し、同じパイナップル生産をしていたフィリピンのミンダナオ島では、共産ゲリラないしは分離運動を行っているイスラム教徒の反政府ゲリラによる恐喝の問題があり、当地でのプランテーション生産の拡大は難しかった。

財産権の保護には、治安の悪化、内乱から財産を守ること以外に、契約で他者に貸し与えた財産を守ることも含まれる。財産が不動産の場合、賃貸契約が結ばれようが、借主が契約どおりに家賃を払わない場合、所有者は借りた人に立ち退きを求め、不動産を取り戻せるのかという問題がある。それを容易にしている場合は財産権が保護されている場合で、日本のような先進国の中でも、この種の財産権保護が不十分な国は珍しくない。一般に、不動産に対する財産権保護が不十分な場合は、不動産投資のインセンティブが弱くなる。

財産が資金である場合、貸し手と借り手の間に契約が結ばれようが、もし借り手が契約どおり返済しない場合、貸し手は借り手の財産を差し押させて、資金を回収できる仕組みになっているか否かが問題になる。そういう仕組みになっていれば、財産権はより保護されていると考えられる。しかし、借り手の財産が自宅である場合など特に、それを貸し手が差し押さえ、売

却して資金を回収できるという仕組みは先進国でも難しい。しかし、それができなければ、貸し手はより高い利子を要求し、借り手が考えている住宅建設計画は実行困難になる。一般に、貸した資金の回収を難しくすると、資本形成は抑制される。

2.2 インフォーマルな制度の影響

インフォーマルな制度の影響に2つのタイプがあると思われる。1つはフォーマルな制度を通じての経済への影響、もう1つは公共財の供給を通じての影響である。

まず、フォーマルな制度を通じての影響であるが、フォーマルな制度はルールとその執行から成り立っている。インフォーマルな制度はルールそのものには影響をあまり与えないが、ルールの執行には大きな影響を与える。

財産権の保護を例にとってまず考えてみよう。内乱が起これば、財産権は保護されにくい。保護されなければ、資本形成の阻害要因になる。それでは内乱が起こり、その被害が拡大するのはなぜなのか。1つには内乱を抑える軍隊の力なり能力の問題がある。しかし、それ以外に、国民の中に現政府の正当性に疑問を抱くものが多ければ、内乱は起こり易いし、鎮静し難い。フィリピンでの共産ゲリラの問題、アフリカの民族対立などは、共有される行動規律がなく、その違いが生み出したものと解釈されよう。より具体的には、民族対立の場合、それはある民族が政権の座につき、民族内で確立している行動規律で統治しようとし、他民族を差別・抑圧するので起こる。これがエスカレートすれば、内乱ということになろう。

そこまで行かなくても、利己主義的な行動規範が大勢を占め、法律など社会のルールを守らなければならないとする意識が弱ければ、犯罪者が多くなる。また、官僚の行動規律が似たようなものであるとすると、権限を自己の利益のために行使することが多くなり、ルールが公正に執行されない。公正に執行されなければ、フォーマルなルールへの国民の信頼度は低くなり、ルール本来の目的の達成が困難になる。たとえば、罪を犯して、警察に捕まりそうになった場合、警察と取引して逮捕を逃れられるか、逮捕されても裁判官との取引で罪を逃れられるのであれば、治安はよくならない。また、警察の方が、犯人の逮捕など適当にやっておけばよいという「ルール」で動いているのであれば、治安はよくならない。このように、一般大衆の行動規律、官僚の行動規律が自己中心的で、利他主義的なものが非常に弱いのであれば、ルールが守られる度合いは低くなる。

ルールの中に経済効率を低めるものがある場合が多い。たとえば、ある財を輸入すると、高い関税を払わなければならないというルールがあるとしよう。それが国内の企業の独占的利益を保護するためのものであるのなら、そのルールを守らないほうが経済効率はよくなる。その財を輸入する業者が税関の役人と取引して、高い関税を払わなければ、消費者なり生産者は必要とするその財を安く入手できるので、経済効率は上がる。経済効率を損なうルールは執行されない方がよい。ただ、忠実に執行された方がよいルールが多いので、ルールの執行に問題の

ある国では、それから生じるマイナス効果の方がはるかに大きいようだ。

もう1つの公共財の供給を通じての影響であるが、公共財とは、1) それを利用する人が増えても追加的な費用がかからず、すなわち消費が非競合的であり、2) また利用する人を縮め出すことが難しいという意味で非排除的な財である [スティグリツ 1997: 27]。治安、紛争の公正で迅速な調停なども公共財であるが、これについてはすでに財産権の保護の関連で論じた。しかし、公共財はその他に道路などがある。先に述べたように、一般の人、また官僚の行動規律に問題があるとすると、道路の供給が過剰になったり偏在したり、道路建設のコストが高くなったり、完成した道路の質が低下したり、また補修工事が十分行われないというような問題が発生する。そうなると、経済の効率は下がる。

日本で現在、公共事業費が予算の中で多く占め、必要とも思われない事業が行われているという批判がある。もしそうだとすると、それは有権者の多くが国会議員の主たる任務は地元になるべく多くの公共事業を持って帰ることだと考え、それに沿って議員が活動をしているからだと解釈できよう。それ以外に、予算額に見合ったものができるかという問題がある。工事の受注業者の重役には天下った役人が多く、汚職があるとは言えなくないまでも、このような受注業者と役所の癒着関係は工事費を高めている可能性が高い。東南アジアの政府の中には汚職度の高いものが多いが、その場合、工事費が不当に高くなり、資源の配分が大きく歪んだものになる。¹⁾

3. 経済変化がもたらす制度変化

制度変化には、1) なにが制度を動かしているのか、2) 低所得国はなぜ成長率を高める制度を作れないのかという、2つの問題がある。本項では、1) の問題を中心に論じることにする。

3.1 経済状態への反応

制度を維持・変革しているのは人であるが、人は経済状態に反応し、なにが望ましいかを判断する。たとえば、最近、東南アジアで経済危機が起こったが、その結果、タイでは破産法が成立し、またそれを裁く特別の裁判所が設置された。債権者が自己の債権を回収することを容易にすることは、資本コストを低め、資本形成を促進するが、それへの反対も強い。それは、債権者を強者、債務者を弱者と考え、弱者は保護されなければならないという考えが強いからである。特に、債務者が自宅をローンで買った場合、債権者に差し押さえを許すということは債務者が自分の住むところを失うことを意味する。

また、企業間の貸し借りであっても、借り手が自国企業、貸し手が外国企業の場合、債権の

1) 政府の汚職水準を数量化することは難しいが、数量化されたものがあることはある。最もよく引用されるのは、ドイツのベルリンに本拠を置くNGOトランスピアレンシー・インターナショナルの年次報告書であろう。インターネット上でも情報が公開されており、ホームページは www.transparency.de。

取り立てを容易にすれば、財産が外国人に乗っ取られることになるので、債権の取り立てに制約を設ける場合が多い。このような理由で、1997年に始まった経済危機以前、タイでは債権の取り立てに多くの制約が課せられていた。掛け買いで支払いを将来のある期日に約束する場合、日本では約束手形を発行することが多いが、タイでは手形制度はない。それに似ているのは先日付小切手であるが、小切手は約束日に換金できなくとも、それに対する制裁はないに等しい。支払ってもらえない場合、また新しい先日付小切手をもらうことになるのだが、これでは支払いをいつ受けられるか分からないので、債権者の方は困ってしまう。支払う方は別に破産状態ということではなくても支払わないことがよくある。また、破産状態であれば、破産させて、債権者会議を開き、全額の回収が難しいとしても、はやく破産手続きをすれば、回収率が高くなるかもしれない。しかし、債権の取り立てを容易にする制度改革は経済危機前まで行われなかつた。

しかし、経済危機が発生すると、その一因に制度の不備があるということが外国から指摘され、また同じことが起こらないように制度を改革しなければならないという認識が強くなった。多額の債務を抱えた企業のオーナーの中には、国会議員もあり、破産関連法案の成立は簡単なことではなかったが、チュアン政権はそれをやり遂げた。これは経済危機を経験することなしには不可能であったであろう。

タイの破産法の場合、経済変化と制度の変革の間にあまり時間を経てないが、両者の間にはかなりタイムラグがある場合がある。フィリピンは独立後、民族資本育成、国益の保護、経済的により平等な経済の建設を目的にして、政府が市場経済に介入したが、結果はよくなかった。しかし、制度は40年ほどあまり大きく変わらなかった。だが、その間、経済の停滞は経済的自由の束縛に原因があり、より開放的な、競争を促すような制度が経済成長率を高めるために必要だという認識が徐々に広がり、1992年のラモス大統領就任以降、制度に変化が起つたのである。

1980年ころの中国の家族農業への回帰は、1960年ころの大躍進の時代に進められた農業の集団化（人民公社の設立）が悲惨な結果を生んだため、農民が脱集団化を強く望んだ結果だという説がある [Yang 1996]。たしかに、鄧小平が1970年末リーダーにならなければ、農業改革はなかつたであろうが、改革の中身をどうするかについては鄧小平および指導者層には具体案はなく、それを決めたのが農民の家族農業への回帰願望だったという解釈は成立しよう。

3.2 知識、思考能力を通じての影響

経済変化の制度への影響のルートとして、知識水準、思考能力がある。経済水準が上がってくると、教育の内容は改善され、また国民の教育水準も上昇する。同時に新聞や雑誌を買ったり、テレビを買ったりすることが容易になるので、マスコミが発達する。教育水準の上昇、マスコミの発達は国民の知識量を増やし、また思考能力を高め、これが制度に影響を与える。た

だ、この影響が経済にプラスのものになるとは限らない。問題は知識量が拡大し、思考能力が高まるなかで、価値観が状況によっては非物質的、平等主義的ないしは共同体的になるかもしれないということである。²⁾

知識量の拡大、思考能力の上昇で最も大きな影響を受けるのはルールの執行能力である。民族問題を抱えていれば別であるが、そういう問題のない国ではルールの公正な執行への要求は強くなろう。民主主義のもとでは、汚職のにおいがあれば、それが報道され、大多数の有権者がそれを知るようになり、汚職により厳しい態度で次の選挙で1票投じるようにならうから、汚職議員が再選されるのが難しくなる。汚職をしても、再選されるというのは、多くの有権者が汚職に対する拒否反応を持っていないからであるが、知識量が増え、思考能力が上昇する場合は、有権者は政治家、官僚の汚職に批判的になる。右傾化した教育であれ、左傾化した教育であれ、公務につくものは人のために職務を全うすべきだと教える。

ルールの執行には専門知識を必要とすることが多いが、経済発展がもたらす教育効果で専門知識は上昇する。専門知識を有する人が多く官僚機構にいるから、日本などではルールの執行能力が比較的高い。逆に、低所得国であるカンボジアでは、専門知識を有する官僚が少ない。これは、ポルポト時代、知識人が虐殺されたか、国外に脱出したためでもあるが、それ以降も専門教育があまり行われていない。そのため、裁判制度を復活させるために必要な人材が極めて不足しているという。このような状態では、通常の刑事事件を裁くのがせいぜいで、民事事件を扱うことは難しい。また、ルールの執行以外に、専門知識をもっている人が多くなると、経済、技術変化で必要になってくる新しいルール作りもスムーズにできるようになる。

3.3 予算を通じての影響

経済変化とルールの執行能力の関係に戻ると、所得の上昇はルールの執行能力を高める。フィリピンの警察は執行能力が低いと言われるが、問題の1つに予算不足がある。ルールの執行には、パトカー、コンピューター、通信機器、高速ボート、速度計測器等のいろいろな機器・設備が必要で、これが充実すれば、犯罪者を逮捕することや、犯罪を未然に防ぐことが容易になる。また、予算が増え、警察官の給料が増えれば、汚職への誘惑が少なくなり、本来の職務に専念することもできよう。フィリピンの警察を擁護する人は予算不足が問題を引き起こしていることを強調するが、それはそれなりに説得力がある。

2) North [1990] の第9章で、知識水準の上昇と制度変化の関係が論じられているが、そこでノースは知識水準が上昇すると人の考えは経済合理的になり、制度は生産性が上昇するように改善されると言っている。少なくとも、そのように理解されるようなことを書いているが、それは間違っているのではなかろうか。知識には色々な種類の知識があり、知識水準が上昇するに従って、人の考えは市場経済に批判的になることは十分考えられる。

3.4 相対価格の変化を通じての影響

ヨーロッパで農奴制が確立したが、14世紀の後半からこれが少しづつ崩れ、最終的には農奴は解放された。この変化の主要因として14世紀中ごろ流行した黒死病を指摘する経済史家が多い。³⁾ 彼らの論理は、黒死病が大流行しヨーロッパの人口が減少すると（約3分の1減少したと言われる）、労働と土地の比率が変化して労働への対価が上昇したので、農奴の力が彼らを支配してきた領主に対し強くなり、これを農奴は利用して、徐々に自由を勝ち取ったというものである。

アメリカの奴隸解放についても同じような説明を経済史家から聞くことがある。アメリカでは黒死病は起らなかったが、経済発展の結果、労賃が上昇した。こういう経済変化の下で、所有主は奴隸に労働することへのインセンティブを与えることが必要であると考えるようになり、その結果、彼らを自由にし、契約労働者として雇用することがベストだという結論に達したというのである。しかし、奴隸解放は南部の奴隸所有主の反対が強く、南北戦争を経ずにしては行われなかつたであろうから、アメリカの奴隸解放をヨーロッパの農奴解放と同次元で説明することは難しい。労働価格の上昇が奴隸解放と無関係ではないかもしれないが、それが直接の契機でなかつたことは確かであろう。

最近、日本でも、女性が職を一生持つことを当然とするか、それに寛容になってきている。女性は結婚すると、子供を産み、子育てをし、家をまもるという「ルール」で縛られてきていたが、これに変化が起こっていることは確かであろう。男女雇用機会均等法などもそれとは無関係ではあるまい。このような変化の要因として、労働に対する報酬の上昇を指摘する経済学者が多い。経済発展すると、労働価格は相対的に上昇し、これが労働の機会費用を高め、女性も多く人が労働市場に参加するというのである。⁴⁾ 最初はこれが経済的な誘引によって引き起こされていたが、多くの人が結婚後も労働市場に残るようになると、それが当然視されるようになり、結婚後の女性の行動規律が変わってきた。また、女性が職を持つようになると、子育てにあまり時間がさけないので、結婚後女性は多くの子供を産むのが望ましいという考えは弱くなり、少子化につながったとも考えられる。

3) 経済学の分野に、経済史を新古典派経済学の理論を応用して説明しようとするクリオメトックス（計量経済史）というのがある。この分野では制度変化も相対価格というような経済変数で説明しようとする試みが行われる。

4) 新古典派経済学の中に、人は経済合理的に行動するという前提に立って家族内での意思決定を説明しようとする分野にnew household economicsというのがある。先進国女性の労働参加率の上昇もこの枠組みで説明されるのであるが、この分野の代表的な経済学者はGary Beckerであろう。詳しくは、Becker [1991] を参照。

4. 経済外的要因のもたらす制度変化

4.1 リーダーシップ

民主主義がアメリカのように機能していると、有権者がプリンシパルで、彼らが選出する政治家がエージェントであるので、政治を動かしているのは有権者の「主観モデル」だということになる。⁵⁾ 政治家が有権者大多数の考えとは違った「主観モデル」を持ち、それで政治活動をしていると、次の選挙では選出されなくなるので、政治家は有権者の「主観モデル」にしたがって行動せざるをえない（つまり、エージェントにならざるをえない）。制度が変わると、それは有権者の考えが変わるからである。ただ、有権者の考えは全体として大きく変わらない。一部の人は考えを大きく変えるかもしれないが、政治家はエージェントとして過半数の人のコンセンサスがどこにあるかを見ながら行動しなければならないので、一部の人の考えに影響されることはない。ただ、その一部の人が結束して、強い圧力団体になると影響力をもつようになるが、その反対勢力も出てくるであろうから、民主主義の下では制度は大きく変化しにくい。

しかし、どの国も民主主義国というのではない。共産主義国もあれば、軍部独裁の国もあり、また政治的自由がかなり抑圧されている権威主義的政治体制の国もある。そのような非民主主義的政治体制の下で、特定の政治リーダーが強権をもつようになって、制度を大きく変えることがある。ただ、この場合、制度変化が必ずしも経済効率を高めるものにはならず、逆の効果になることもある。そうであっても、非民主主義体制の下では政治リーダーを民意で変えることは難しい。したがって、制度改革を推進するために非民主主義的体制に移行した場合、結果がより悪くなる危険性がある。

東アジアで、経済成長にプラスになるように制度を変えることに大きな役割を果たした政治リーダーは、韓国の朴正熙（政権の座についていたのは1960年代の初めから1970年代末）、シンガポールのリー・クワンユー（政権の座についていたのは1960年ころから1990年ころまで）、中国の鄧小平（大きな影響を中国の制度に与えたのは1978年末から1990年代初めころまで）であろう。この3人ほど大きな制度変化をもたらしたのではないが、制度変化にかなり重要な役割を果たし、国の経済にプラスの影響を与えた政治リーダーとして、タイのサリット、台湾の蒋介石をあげることができる。

制度変化に大きな影響を与え、悲惨な経済結果をもたらした政治リーダーに、北朝鮮の金日成、中国の毛沢東、カンボジアのポルポトがいる。ベトナムのホー・チミン、ミャンマーのネ・

5)「主観モデル」はノースがNorth [1990] で使った「subjective model」の和訳である。ノースは本のところどころでこの言葉を使うが、最初に出てくるのはp.8。個人の持つ判断基準のようなものと考えてよい。「主観」というのは人によって違うということで、「モデル」というのは判断をしなければならない時に頼る規範のような意味である。

ワインは、前3者ほどの影響力を持たなかつたが、制度変化にかなり重要な役割を果たし、経済が停滞する原因をつくつた。

強力な政治リーダーの下での制度変化は、リーダーだけの力で起こつたのでないことは確かである。かれらには必ず協力者なり、同調者がいて、制度変化の結果、経済がよくなれば、その制度変化は支持された。新しい制度の支持基盤が強くなつたと言つてもよかろう。たとえば、タイにおけるサリット時代の開放政策を見てみると、それを支持したのは、それまで経済発展が順調に推移していなつことに不満を持っていた一部の経済官僚であった。そして、開放政策をとつた後、経済成長率が上昇したため、その政策への支持基盤がより強固になつた。鄧小平、朴正熙の制度改革についても同じようなことが言えよう。

ただ、支持者がいたということと、大きな制度改革ができたということとは別次元のことである。上にあげた指導者が出現しなかつたら、同じような制度改革は行われなかつたか、行われても長い時間が必要であったと思われる。前制度には既得利権者がおり、またそれを思想的に支持している人もいるので、制度改革への抵抗は強い。その抵抗を押し切つて制度改革を実施するには、かなり強い権力と意志が必要である。この2つを兼ね備えた政治リーダーが出現しない場合、制度変化は起らなかつたか、起つてもペースの緩やかなものにならう。

要約すると、非民主主義的な政治体制の下では、強力な政治リーダーが出現し、制度を大きく変えることがある。彼らがどういう「主観モデル」を持って制度を変えたのかは、リーダーごとに異なるであろう。毛沢東の下での農業の集団化は、彼の共産主義思想を反映したものと考えられるし、鄧小平の場合は毛沢東時代への反省から、また経済発展している近隣諸国の観察から、市場原理の導入が経済の活性化に不可欠であるという考えを持つようになったからだと思われる。鄧小平の場合、彼が共産主義原理にあまりこだわらなかつたことが、中国に幸いしたと言えよう。このように、指導者の置かれた立場、思想的背景、国の直面している問題などが、複雑に絡み合つて、指導者の「主観モデル」を形成したものと思われる。

4.2 外国の影響

外国の影響を受けて国の制度は変わる。たとえば、日本の農作物の輸入に関する制度（ルール）は、アメリカの圧力の下でかなり変わってきた。米の輸入については、日本はあまり譲歩していないが、他の農作物の輸入規制はかなり緩和されてきている。アメリカの圧力がなければ、そのような変化は起らなかつたであろう。

1999年、アメリカと中国の貿易交渉がまとまり、アメリカは中国のWTO参加を支持することに同意した。交渉の過程で、中国はかなり大幅な市場開放に同意している。中国はまた、最近、輸出指向型の外国投資を誘致するため、制度改革に取り組んでいるようだ。それは、WTO参加で、市場が開放されるようになると、輸入が増大し、それに見合う輸出の伸びが必要になる。そのために、新しいタイプの投資、たとえば、輸出を目的とした半導体生産のための外国

投資を誘致することに熱心になってきているようだ。制度面の整備が遅れたため、最近まで半導体のような資本集約型で、輸出志向型の投資を中国は誘致できず、そのような投資は主としてマレーシアなど東南アジア諸国に向かっていたが、それが少し様変わりしているようである。

最近の経済危機以降の制度変化も、外国、特にIMFの圧力によるところが大きい。金融機関はアジア的な環境のもとで発展できると考え、ディスクロージャー、自己資本の重視、株式市場の育成、厳正な政府機関による金融機関の監査・監督などにあまり熱心ではなかったが、金融危機が起こり、考え方が大きく変わった。金融機関の健全な発達には、アメリカ型の制度が必要であるという認識が広まり、救済融資を見返りにIMFがそれに沿った制度改革を求めたため、融資を受けたタイ、韓国、インドネシアでは、その方面で制度改革を行わざるを得なかつた。また、フィリピンのように金融危機を経験しなかつた国でも、IMFから別の目的で融資を受けており、IMFの圧力の下で、制度を変革してきた。

ある国が外国に占領された場合、外国の影響を強く受ける。たとえば、1910年に朝鮮半島を日本は併合したが、それからの約35年間に朝鮮の制度は日本の影響を強く受けた。太平洋戦争後には、戦いに敗れた日本がアメリカを中心とした連合軍に占領されることになるが、占領時代に制度が大きく変わった。農地改革、財閥解体、労働組合の設立は経済改革の主たるものである。農地改革を制度改革ととらえる場合、農地の所有がより平等になったのがその中身ではない。それは改革の結果である。制度が変わったのは、1) 不在地主は小作に出した農地をすべて、在村地主は小作地が1町歩を超えていればその超えた部分を、一定価格で（地主からすれば不当な低価で）政府に譲渡しなければならない、2) 小作人は自分が小作している土地が政府に買い上げられた場合、一定価格で（小作人がみれば非常に有利な条件で）政府から譲渡してもらえる、という新しいルールを強権的に作り、執行したという点である。財閥解体も制度改革としての中身は、財産権を保護していた過去の制度を変え、強権的に財産を財閥ファミリーから政府が取り上げ、それを分散するルールを作り、執行したことにある。

外国による制度改革は、その直接的な仕掛け人が外国であっても、それに対して国内に支持がなければ、制度はもとに戻る可能性がある。日本で占領時代の改革の主たるもののが定着した背景には、それへの支持が国内にかなりあったということがある。たとえば、戦後の憲法は平和主義、戦争放棄の理想に基づいて書かれているが、そのような憲法は、占領軍の要請がなければできなかつたであろう。しかし、多くの国民がそれに反対であれば、主権回復後、憲法を改正できたはずだから、平和主義、戦争放棄に関する箇所（特に、第9条）は書き換えられたはずだ。しかし、実際には、それが起きていない。それは、そのような憲法を支持するグループがあり、かなりの政治力をもっているからだと理解されよう。⁶⁾ つまり、制度は占領時代に

6) 終戦後の憲法の成立プロセスは Dower [1999] に詳しい。また、戦争放棄を宣言した第9条の妥当性が当初疑

変わったが、それが定着するためには、それへの支持が国内で必要だったということである。しかし、そのような支持があったから、外国の占領という事態が起らなかったとしても、制度は同じように変わったと考えるのは間違っている。制度を大きく変えるということには、それを維持するよりもはるかに大きな力が必要である。

4.3 その他の要因

外国の占領下に制度が変えられる場合を除くと、制度を変えているのは人であり、民主主義の下では特に、人の考えが変化すれば制度は変化する。そこで問題になるのは、なにが人の考えに影響を与えていたかということである。これまで論じた要因は、1) 経済状態の変化、2) 経済発展に伴う知識水準、思考力の上昇、3) 外国からの制度的影響である。外国からの影響のうち、制度変革の要求は人の考えを変える要因と考えられないかもしれないが、要求があったからと言って制度が変わるわけではないので、人の考えに影響を与える要因としてみなしてよからう。たとえば、アメリカの中国への市場開放要求であるが、中国の指導者はその要求をWTO参加と天秤にかけて判断したと理解してよからう。ただこの場合、最初はアメリカの要求を満たす市場開放に中国側は応じず、交渉が妥結するまで時間を要したのであるから、中国の最終的決断にはなにか別の要因に変化があったということにならう。考えられるのは、1) 自由化によって被害を受ける集団の抵抗がなんらかの理由で弱まった、2) 指導者層の経済発展への願望がなんらかの理由で強まったということである。自由化を反対する側にも、推進する側にも人がおり、その人の考えになんらかの変化が起らなければ、中国側の譲歩はなかつたはずである。

外国からの影響に、制度的変革の要求以外に、考え方方に直接影響するものがある。たとえば、最近、「国際協調」、「民主主義」、「自由化・規制緩和・民営化」は世界の潮流だとする考えが広がり、そういう方向に制度を変えることが望ましいと考えられるようになった。以前であると、民族主義的なものをもっと肯定し、グローバル・スタンダードを作ろうという意識は弱かつたと思われるが、最近は民族的なものを抑制する考えが主流を占めている。もちろん、北朝鮮やミャンマーのように、自主体制を強く打ち出している国もあるが、多くの国ではグローバルな体制に組み込まれなければ、経済発展はないと考えるようになっている。このような意識の変化も国の制度に影響を与えていたと言えよう。

また、飢饉、自然災害、民族紛争、外国との戦争なども、経済を通してではなく、人の考えに直接影響を与えることがある。たとえば、戦後日本で平和主義が強くなるが、これは戦争中の多くの人の悲惨な経験が、戦争への拒否反応を作り出し、平和主義的な現在の憲法を支えていると理解されよう。韓国の場合には、朝鮮戦争時代に北朝鮮部隊の行動を直接観察し経験したこ

問視されたにもかかわらず、それが定着する。Dower [1999: 399-403] を参照。

とが、反共主義を強くした。また、その結果、民主主義を犠牲にしてでも国力の強化が必要だとする考えを持つ人が多くなり、人権をかなり抑圧した、強権的な政治体制を長期間許す土壤ができたのではなかろうか。民族紛争の場合、残酷な行為などが頻繁に行われ民族間の憎しみが強くなると、後に政権をとった民族は報復として敵対していた民族の抑圧政策を始めることがある。

5. 経路依存と歴史的遺産

経路依存という言葉は社会科学者が最近よく使う言葉であるが、制度が経路依存的に変化すると言われても、分かりにくい。制度変化は技術変化に似たところがあるとして、技術変化における経路依存が持ちだされるが、その例としてよくあげられるものにタイプライターの文字配列がある。現在われわれが使っている文字配列になにも合理性はないが、いったんそれが広まると、それにみんな慣れてしまうので、別の配列は難しくなる（これを、上段に配列されているアルファベットを左から6文字をとり、QWERTYの理論と呼ぶ[David 1985]）。もう1つの例として、ビデオの再生機器がソニーのベータマックスではなく、松下のVHSに統一されたことがあげられる。VHSが別にベータマックスより優れていたわけではなかったかもしれないが、いったんVHSがシェアを高め始めると、ソフトがVHS用にだんだんとなり、ベータマックスはソフト不足で売れなくなり、最終的にはVHSで統一されてしまった。ベータマックスが広まり、それで統一された方が以後の技術変化（製品の質の改良など）が消費者により有益であったかもしれないが、VHSが販売を拡大して「ネットワークの外部性」を持つようになったため、その可能性は封じられてしまったというのである。

経路依存性で技術変化はある程度説明できるかもしれないが、説明力は弱い。それは、既存の技術は違った技術と絶えず比べられ、後者がより優れた技術（より投資効率の高い技術）であれば、それが選択され、その技術はそれまでの技術の経路上のものでない可能性が高いからである。現実の経済ではこのようなことが絶えず起こっているので、経路依存性で説明できる技術変化の例は少ない。これが制度変化になると、説得力がさらに落ちるよう思われる。

ただ、将来の制度変化が現在の制度に制約されていることは確かであろう。制度は自由に変更できるものではない。しかし、どのような制度が良いかは常に考えられており、新制度の選択には人の意志が働いているのであるから、人と独立に制度が変化するものではない。問題は現在の制度が変革をどの程度難しくしているか、どの程度人の支持を得ているものか、人は国の過去の経緯（歴史）からどのような考えをするようになっているのかである。これらが将来の制度変化の経路に影響を与える。

現在の制度が制度変化をどの程度難しくしているかという問題であるが、日本が進めている規制緩和を例に考えてみよう。たとえば、外国からの米の輸入には大きな制約があるが、これ

を支持している人は過半数に達していないかもしれない。それにもかかわらず輸入規制が緩和されない1つの理由に、国会議員の議席配分の問題がある。都会の人は米の生産をしていないので輸入によって打撃を受けることはないから、多数の人が輸入障壁を下げることに賛成（完全な撤廃までいかなくとも、現在より大幅な自由化を求める）するが、農村はそれによって打撃を受ける人が多いから反対するという構図だとすると、国会の議席配分が人口に比例していれば、輸入障壁を低くするように制度はすでになつていいよう。しかし、日本の議席配分はそのようになっておらず、日本の過半数の人が輸入の自由化を望んでいても、それは農村部の議席配分が大きいので難しい。憲法第9条の改正はすこし違った次元の問題であるが、それを難しくしているものに改正手続きの難しさがある（衆議院、参議院で3分の2以上の議員の賛成、国民投票での過半数の賛成）。このような改正手続きでは、国民の過半数が改正に賛成でも、改正できない。このような憲法改正の手続きは日本が例外ではないが、国会議員の議席配分はかなり日本の特徴であろう。もし、占領時代、アメリカのように人口に比例して議席を配分するように選挙法がつくられていたら、農産物の輸入に関する制度など農業に関する制度は今のものとはだいぶ変わったものになっている可能性が高い。

次に、どの程度人の支持を現制度が得ているかという問題であるが、東南アジアには旧植民地国が多く、独立後の制度はその国の文化、あるいは大多数の国民が望ましいと思う制度とは乖離したものが多かった。たとえば、外国貿易・投資制度は、独立当初植民地時代の経済政策を反映して、比較的開放的なものであったが、次第に閉鎖的なものになっていった。この背景には、民族的な願望が強くなったことがある。⁷⁾

それではなぜ、民族的願望が強くなったかであるが、これは植民地であったという歴史と関係している。植民地であった国では、経済発展していないのは植民地時代に宗主国の経済的利益を増やすように制度が作られ、自由貿易、自由投資のルールはその一環としてつくられたものだと認識されやすい。つまり、これは自分たちに問題があるのではなく、支配者が外国人であったため、自分たちはその犠牲になったという認識と相通ずるものである。それは人間の本能として責任回避性向があることに起因しているかもしれないが、国民に受け入れられやすく、そのため経済政策が民族資本育成、外国資本の制約という方向に進んだ。

つまり、どういう歴史を経ているか、どういう文化的、制度的遺産を国は持っているかが、将来の制度変化に影響を与える。タイは、旧植民地国と違い、外国からの輸入、資本導入を厳しく規制することはせず、経済活動の自由をかなり大幅に認めてきている。これは、1) 植民地でなかつたために、経済の未発展を他者の責任にしにくかつたこと、2) 民主政治は定着していない、権威主義的な政治体制になりやすく、その体制下でかなり強力なリーダーが出やすかつ

7) これに関するフィリピンの事例研究は Yoshihara [1994] を参照されたい。

したこと、3) 過去に独立を維持した経験から、経済発展がかなり難しく、外国人、外国企業に依存せざるをえないという認識があったこと、4) 経済発展を政治の独立と文化の発展という目的達成の手段とみなし、経済を開放して目的を達成するほうがより重要であるという認識が指導者層に強かったこと、等が関係したと思われる。⁸⁾

タイは、隣接するインドシナ三国のようになぜ共産化しなかったかということも、過去の経緯と関係する。共産化を防いだ要因として、まず、仏教の広がりが考えられる。都会には世俗化した人が多かったかもしれないが、農村では特に仏教の影響を強く受けた人が多く、そのような人には共産主義者の主張は受け入れがたいものだったであろう。⁹⁾ また、戦前の土地政策が小作農を奨励し、プランテーション農業の発達を抑えるものであったため、土地なし農民が少なく、共産主義が農村に浸透しにくかった。それから、独立を保つために、19世紀末ころから治安維持、防衛力強化に努めてきたため、タイの軍隊、警察は共産ゲリラにかなり効果的に対処できたということがある。このような歴史的背景がタイの共産化を防いだと言えよう。

また、民族問題でも、ある国では紛争がエスカレートして内戦に発展するが、別の国ではそうはならないのは、同じ民族問題でも歴史的経緯が違うからかもしれない。たとえば、スリランカの民族問題は前者で、マレーシアは後者であろう。マレーシアの場合、少数民族である華人は、スリランカの少数民族であるタミル人とは違い、「新参者」で、従来からの住民であるマレー人と同じ立場で権利を主張しないし、できないという意識がかなり強い。それに対し、スリランカのタミル人は多数民族であるシンハラ人と同じくらい長期間同地に住んでおり、同じ権利意識を持っていて、それが過去においても両者の対立を生んだ。そのような過去の経緯の結果、独立後シンハラ人が政権を担当するようになると、一気に問題を解決しようとしたのか、タミル文化抑圧政策をとり始め、これが紛争を激化させたと考えられる。

問題を整理すると、制度がある方向になぜ進むのか、進まないのかを理解するうえで、経路依存という概念を用いて説明しようとすると、なにか説明したような気になるかも知れないが、眞の理解になっていないことが多い。経路依存という概念を使うのを避けて、「歴史的遺産」が

8) より詳しくは Yoshihara [1994: chapter 11] を参照されたい。それはタイの比較的自由な経済政策の理由をフィリピンと比較において論じたものである。

9) 仏教は寛容、非暴力を説く。共産主義勢力が衰退する1980年頃まで、これが過激な行動を戒めるインフォーマルな制約になり、逸脱する者に対して社会なり寺の住職がその「執行者」(enforcer)の役割を果たしたと考えられる。宗教は、一般に神の存在を否定し暴力革命を説く共産主義と相容れないところがあり（主要宗教の中では唯一の例外はカトリック教会の中で一時勢力をもった「解放の神学」であろう）、革命に成功した国は通常世俗化が進んだ国である。仏教の影響がタイ農村部での共産主義の広がりを難しくした唯一の要因ではないが、一因だったように思われる。この見解に対して、著者との対話でタイの社会学者プラサート氏は同意しているし（1992年1月7日）、またベン・アンダーソンが英訳したタイの小説の中に、寺の住職が共産党運動に入ってしまった息子の前で悲しんでいる母親に対して、他の子供が同じことをしないよう注意するシーンの描写がある[Anderson and Mendiones 1985: 58].

将来の制度変化に影響を与えていたと考えた方がより制度変化のメカニズム解明に役立つようと思われる。

問題は歴史的遺産の中身である。その主たるものは、1) 経済状態、2) 制度、3) 文化であろう。この3つが複雑に絡み合って、1) 経済が変化したとき、しなかったとき、2) 経済発展で国民の知識水準が上昇し、思考能力が高くなったとき、3) 外国から制度変化への要請ないし影響があったとき、4) 国をとりまく思想的、宗教的環境が変化したとき、5) 強力なリーダーが出現したとき、制度変化の方向に影響を与えると考えられる。

これまで、文化という言葉は使わないようにした。それは使う人によって定義が異なり、その概念を持ち出すことによって、制度変化のメカニズムがあいまいになるからである。しかし、文化を定義しておけばその問題は回避できる。

「人の考え方」という言葉を使ってきたが、それを文化という言葉に置き換えててもよい。文化の中身は、1) 信条、2) 値値観、3) 嗜好である。ただ、信条、価値観、嗜好は人によって同じ国内でも異なる。したがって、制度との関連で論じる場合、その変化をもたらす人が共有する信条なり、価値観が問題にされるべきであろう。その場合、そういう信条なり価値観が以前なかったというのではなく、それらがなんらかの理由で広がり、別の信条なり価値観をもっていた人の反対を押し切って、制度が変わったと理解されるべきであろう。

文化を人の好み、考えというふうにとらえると、文化と知識また思考能力は直接関係がなさそうであるが、知識なり思考能力は人の考え方には大きな影響を与える。したがって、経済発展して、教育水準が高くなり、マスコミが発達すると、文化は変わる。しかし、どのような考えが支配的になるかは、歴史的経緯にかなり依存している面がある。

経済学では、教育は人的資本形成ととらえられるが、教育の効果はそれだけではない。経済学で考えられている人的資本（資本形成は資本というストックを増やすもの）は機械が故障するとどうやって直すか、どういう機械を使うのがもっとも効率的か、あるいは土地生産性を高める品種改良をどうやって行うか、というような生産に直接関係する技術的知識をさす。歴史、地理、政治、文学などの知識は人的資本に入らない。しかし、国民のそのような知識も教育水準が上昇すれば増加し、同時に思考能力も上昇する。そのような知的変化は経済の生産性に直接関係しないかもしれないが、価値観に影響を与え、それを通じて制度に影響を与えるようになる。ただ、人的資本形成の場合と違い、そのような知的変化は経済にプラスの効果をもたらすとは限らない。より非物質的価値観が強くなったり、より平等的、共同体的価値観が強くなったりすると、制度は経済の合理性を低めるように変わることの可能性が高い。日本の場合、このような価値観が比較的強いが、それは過去に儒教が教育の中心を担い、また戦前共同体意識を高める教育が効果的におこなわれたという経緯が関係しているのではなかろうか。それに比べアメリカの価値観は、個人の自由と責任を重んじてきたという経緯、またより豊かな生活を求めて

移民してきた人が建設した国であるという経緯のためであろう、結果平等が望ましいとする価値観、また非物質的なものを重視する価値観が弱い。

アメリカは以上の理由により経路依存的に制度を変革してきたと説明できなくもないが、もしさうだとしても、今の制度が過去の制度にどのように関係しており、それはなぜかということを理解した方が制度変化をより深く理解できる。そのなぜという問題を解明するために、どうしても文化の問題を論じなければならず、文化が過去の経緯に大きく影響されているという認識が必要になる。したがって、経路依存で終わるのではなく、制度が経路依存的に変化しているのであれば、なにがそれを可能にしているのかを解明しなければならず、その場合、文化の問題を回避することはできない。なぜなら、制度を変えているのは人であり、人の考えがどう変化するかを考えなければ、制度変化の原因の究明にならないからである。経路依存で説明する場合、往々にして、なにか制度が一人歩きしている印象を与えるが、制度は決して一人歩きしない。制度を変えているのも、維持しているのも人であり、彼らがなにを考えているのか、つまり文化の問題を論じずして、制度変化の説明はできない。¹⁰⁾

6. 地域研究の役割

本項では、地域研究が東南アジア、南・西アジア、アフリカなど発展途上地域を対象にするものであるという前提に立って、それが経済制度の理解にどういう役割を果たしそうのか、また研究を進めていくうえでどういう問題に注意しなければならないかを考えてみたい。

1) 1990年に出版されたダグラス・ノースの前掲書が制度変化と経済パフォーマンスに関するバイブル的な存在で、それ以降、国の経済発展と制度変化を扱った研究はあまりない。特に、開発途上国についての研究は少ない。ダグラス・ノースがあげた例はアメリカないしヨーロッパのものが主で、アメリカ経済史、ヨーロッパ経済史を熟知していないければ理解が難しい制度変化の説明がある。また、これでは制度変化の多様性が理解できない。特に問題だと思われるのは、制度変化が漸進的なものだとし、それを説明することに終始していることであろう。発展途上国での政治体制は権威主義的であることが多く、強力な指導者が出やすい。そのため、制度が大きく変わることがある。発展途上国での制度変化と経済発展の関係を解明した研究がより多く行われることは、a) 制度変化の多様性、b) 経済発展への制度的障害、c) また必要な制度改革の経済発展段階での違いについて理解を深めることになろう。

2) 経済発展には市場経済制度が不可欠であるという点については、研究者間にかなりのコン

10) ノース等新制度学派学者が制度論を論じる場合、文化についてはあまり触れない。また、文化という言葉を使わないようとしているように思われる。しかし、インフォーマルな制度を議論するとき、文化の問題は避けられない。インフォーマルな制度と文化は重なっている部分が多い。

センサスがあるようだが,¹¹⁾ それでは市場経済制度を具体的にどのようなルールにすればよいかについては、経済発展の段階等にも依存し、多様性があると思われる。たとえば、日本の経営制度とアメリカの経営制度は違うが、両者にかなりの経済合理性がある。1950年代、アメリカ企業は国際競争力が高く、その経営は世界の模範とみなされていたので、日本の企業はアメリカ企業の経営を研究したが、実際につくりあげた経営制度は終身雇用、年功序列を中心とした、アメリカの能力主義的経営制度とはかなり異なったものになった。それにもかかわらず、日本企業の多くは国際競争力をつけ、なかにはアメリカの企業より生産性を高めた企業もあるので、合理的な（企業の生産性を高める）経営制度にはある程度の多様性があると考えられる。

3) 1980年代、日本経済が強く、それに比べアメリカ経済が弱かったが、それで自信を得たのか、当時日本の経営制度の方がアメリカの経営制度より優れているという議論が横行した。しかし、1990年代になり、日本経済が失速し、企業は経営が苦しくなると、今度はアメリカの経営制度の方が優れているという議論が多くなった。1980年代にやられるべきだったことは、日本の経営制度が優れているとしたら、それはなぜで、能力主義にどういう問題があるかということの分析である。今になって分かっていることは、日本の経営は一般従業員の帰属意識を高め、モラル・ハザードを低めるので、一般従業員が企業の生産性に大きな役割を果たす業種では（自動車、電気製品など組み立て産業）、日本の経営の方が優れているということである。しかし、一般従業員の役割が比較的小さい、コンピューター・ソフト、医薬品、石油化学の分野では、日本の経営はアメリカ的経営に劣る。1980年代に、それまで優秀だと言われていたアメリカ企業に日本の企業は追いつき、追い越したのだから、日本のものすべてがバラ色に見えたとしたら、それは冷静な知的探究心の放棄である。

4) 発展途上国に焦点をあてた地域研究をやっていると、研究対象国に愛着心を持つようになり、そこでの制度を過大評価しやすいが、これは研究者として正しい態度ではない。1997年に経済危機が始まる前、インドネシアでコングロマリットが多く誕生し、なかには国際的な展開をしたものもある。コングロマリットが多く誕生したということは、ある条件下では経済発展を支える条件であるかもしれないが、当時どういう制度がそれを可能にしたのかを考えれば、それにインドネシア経済のダイナミズムを見出すことはなかったと思われる。コングロマリットの成立が競争に打ち勝った結果であり、国際競争力を有していれば、それは経済発展の動力になるかもしれないが、当時のインドネシアのコングロマリットは政治的なコネに依存し、ま

11) 現在、計画経済の国はキューバと北朝鮮のみで、他の国の経済は、政府介入の度合いに違いはあるが、基本的には市場経済である。この事実から、経済発展は市場経済でないと不可能だとする考えが世界で一般的になつていると考えてよからう。研究者の間にもこの影響を受けて、市場経済を否定する考えは以前と比べ少なくなった。この変化において、1970年代末の中国経済の市場経済への移行、また1980年代末から1990年代の初めにかけて起こった東欧の共産主義政権崩壊の影響が特に大きかった。

た国際競争力など持たなかった。レントシーキングな活動の結果できあがったもので、それは国の経済の阻害要因であっても、促進要因ではなかつたはずである。インドネシアの当時の制度を冷静に分析すれば（つまり、その制度が経済の生産性を向上しているものであるか否かを冷静に分析していれば）、コングロマリットを賞賛するようなことはしなかつたであろう。¹²⁾

5) 経済危機以前、東南アジアの華人ネットワークに注目した研究者は、それで東南アジアは発展するかのような印象を与える議論を展開した。¹³⁾ ネットワークは、その構成員が守らなければならないルールを持っており、それで債権が取れなくなる、納入されたものの品質が約束と違う、納期が遅れるというようなことが起こらないようとする。ネットワークは取引費用を低め、取引量の拡大、ひいては生産の拡大に重要な役割を果たすと新制度学派の経済学者は主張しよう。¹⁴⁾

問題は、信頼関係を重視するあまり、それで取引費用を低めるのに十分だという印象を与える議論を地域研究者がしたことにある。ネットワークに属していて、信頼関係を重視していても、経済状態によっては信頼を裏切ることになるかもしれない。したがって、与信の限度を客観的なデータに基づいて設定する、また返済が滞った時に債権の回収を容易にするよう法制度を改革することが重要になる。最近問題になっている金融制度改革などはこのような必要性を満たそうとするものである。

客観的なデータは会計報告がでたらめであれば得られない。企業のディスクロージャーが問題になるのは、1つには信頼できるデータを外に公開することが取引費用を低めるのに必要だからである。問題になるのは、データを公開するということだけでなく、そのデータが有用である、特に企業の眞の財務状態を示していることが重要なのである。そこで、眞の財務状態を示すために、どういう会計制度をつければよいかが問題になり、最近の連結決算などいくつかの新ルールはそういう会計制度をつくる努力の一環である。このような制度の整備は発展途上国とは無関係なものではない。先進国のように充実した制度は無理であっても、企業経営の客観的なデータが得られやすくする制度をつくり、取引費用を低める努力をすることが望ましい。

同じことが、債権回収の制度にも言える。信用を重んずるネットワークの下では、債務者か

12) だれがインドネシアのコングロマリットを賞賛していたか個人名を出すのは控えさせてもらう。ただ、インドネシア経済研究の第一人者であるヒルが1996年に出版した本の副題に「emerging giant」としていることから分かるように [Hill 1996]、インドネシアが韓国、台湾の後を追つて経済成長していると考えた人は少なくない。1993年に発表された世界銀行の報告書 [世界銀行 1994] がインドネシア経済を「奇跡の経済」に含めたのも、多くのインドネシア経済の研究家が将来を楽観視することになった一因であろう。

13) 華人企業を研究した東南アジアの地域研究者にこういう傾向があったように思う。たとえば、マクブリーが編集した本 [McVey 1992] の中に収録されている華人系企業を扱った論文にそれが見られる。また、原 [2000: 37-39] の華人に関する叙述にも、同じ傾向が見受けられる。

14) たとえば、Williamson [1985: 12-13] を参照。その後、取引費用から日本の系列に関する多く研究が発表された。たとえば、Gerlach [1992]。

ら残った財産を取り上げ、それで債権の一部を回収することは、強制執行力がないので難しい。お金を返せなければすべて残った財産を差し出すという価値観を持ったもののみがネットワークの構成員ということは考えられなくはないが、それがネットワーク構成員の条件だとすると、その広がりはかなり限定されたものとなり、それが今度はネックになって、取引が拡大しない。取引の拡大のためには、どうしてもネットワーク外に取引を拡大するか、構成員になる条件を緩めるかしなければならないが、そうするとモラル・ハザードの問題が生じ、紛争解決に第三者仲裁機関が必要になる。裁判所などはこの役割を担ってきてているが、このようなフォーマルな制度の整備が取引の拡大には必要で、インフォーマルな制度、つまりネットワーク内のルールだけでは、取引の拡大に不十分である。先進国でできた制度は関係ない、あってもあまり重要でない場合があるかもしれないが、地域研究者の中には、先進国の制度の発展途上地域への妥当性を過少評価する傾向がある。これは是正されなければならない。先進国の制度が必要であれば、なぜなのか、それに代わる制度にどのような限界があるのかについて、冷静な判断が必要である。

6) 経済発展の根本的な問題は、なぜあまり発展しない国で発展を促進するような制度ができるのかということである。これには、所得水準の格差がなぜ生じるのか、それに制度はどのように関係しているのかを、比較的な視野から追究するのが有効であろう。

制度の問題に2つの側面がある。1つはルールの問題で、たとえば、ルールが自由を抑制する傾向を持つものであれば、そのために経済は停滞するかもしれない。もう1つの問題は、ルールの執行の問題である。ルールに問題があるのか、執行に問題があるのかはかなり違った次元の問題である。

ルールの執行にも2つの側面がある。交通ルールの執行の問題を例にとると、交通ルールがあまり守られず、そのため交通渋滞が起き、また事故が頻発するのは、ルールを守らない者を処罰しないから、違反者が後を絶たないという問題と、ルールを守ろうとする意識が全般に弱いという問題があろう。前者は執行機関の問題で、後者は国民の意識の問題である。

発展途上国では、効果的な執行機関をつくることが難しい。たしかに、執行者の教育水準が低いという問題、また予算が不十分で必要な設備が購入できないという問題はあるが、今の先進国が同程度の所得水準にあった時期に（たとえば、日本がより貧しい時期に）、同じような問題を抱えていたとは思われない。たとえば、執行機関として裁判所があるが、汚職がひどくて、裁判所がその役割を果たしていないことが発展途上国では例外的ではない。特に、民事の紛争調停であまり機能していないようである。なぜなのか、より一般になぜ効果的な執行機関をつくることが難しいのか、掘り下げた研究が望まれる。

もう1つの問題は、ルールを破る人が多いということである。たとえば、ビジネスには信用が大事で、約束ごとに守らなければならないという意識が商人の間で先進国では広がり、それ

がインフォーマルな制度となって、紛争の発生を抑える役割を果たしてきた。たとえば、日本では、信用売りをする時に、手形をもらうことが多い。手形を決済日に払えないと、銀行から取引の停止を通告され、それで破産に追い込まれるので、支払いができるよう全力をつくす。このような制度は約束を守る商道徳からきているものと解釈されよう。しかし、発展途上国にそのような制度はないようだ。先に例としてあげた先日付小切手であるが、これは約束の期日に払ってもらえないことがよくある。約束は守らなければならないとする商道徳は弱いのかもしれない。しかし、これがどれだけ一般的なことなのか分からぬ。検証が必要である。ただ、頻繁に約束ごとが破られるのであれば、紛争は絶えず、裁判所の処理能力を超えた数の紛争が持ちこまれることになる。それでは紛争処理に時間がかかりすぎる所以、裁判所は頼りにされなくなる。発展途上国で、民事事件の解決に裁判所があまり効果がないということについては、このような観点からの解明も必要である。

7) 政府の正当性の問題も制度との関連でとらえられる。現政権に正当性がないとする集団（民族、社会階層）が現れれば、その政権が課すルールは破るのが当然ということになる。発展途上国の政権には正当性に問題がある場合が多くあり、武力紛争が起こり、財産権の保護は紛争の起こっている地域では難しくなる。そのような地域が広がりをもてば、経済発展どころではなくなり、まず紛争解決が先決問題だということになる。

8) 発展途上国一般に、ルールの執行の問題はインフォーマルな制度と関係していることが多く、地域研究でのインフォーマルな制度の研究が必要である。特に重要なのは、行動規律がどうなっているかという問題である。役人の行動規律は、表面上は国全体の利害を考えて行動することであろうが、実際にはそうではない可能性が高い。自己ないし家族の利益を優先すれば、汚職がはびこることになり、それが当然だという意識を一般大衆がもっているか、また大衆の教育水準が低くて、汚職がなぜ悪なのか理解できない有権者が多ければ、汚職は民主主義でもなくならない。政治指導者、官僚、一般有権者はどういう行動規律で行動しているのか、またおなじ経済水準でも国によって汚職度が違うのはなぜなのか、行動規律はどう違うのかという点についての解明が求められる。

9) 経済発展を促進するための制度は、どうにかなるのではなく、意識的につくられなければならない。それは、政治問題であると同時に、文化ないし道徳的な問題でもあり、制度問題には多角的な接近が必要である。発展途上国は制度を変えなければ、経済を発展することはできない。ここには文化相対論は通用しない。所得を増やすことが目的関数になり、制度はその手段になる。両者の間に因果関係があることが経験的に分かってきており、それを理解したうえで、発展途上国の特異性（経済の発展段階、歴史的遺産）を理解し、必要な制度はなにかが問題にされなければならない。経済発展を目的関数にした研究が地域研究に少ないが、対象になる国はたいてい経済発展を強く望んでおり、地域研究はその期待に応えなければならない。

経済発展と制度の関係を論じるうえで、学際的方法論に立脚する地域研究は比較優位を持っている。新古典派経済学の方法論は演繹的なものなので、制度を動かしているのはなにで、なぜ国との間に違いが生じるかを論じることは難しい。既述したように、制度を理解するためには事例研究が必要で、その方法論は帰納的方法論でなければならない。新古典派経済学者は経済発展の問題の理解に貢献していると思っているかもしれないが、彼らの説明していることは経済変数間の関係であって、それは企業の成長を会計学的に説明するやりかたに似ている。問題は数字を動かしているものはなにかで、経済発展の場合、中心課題はなぜ国によって経済格差が生まれるかで、その答えには制度分析が欠かせない。帰納的、学際的方法論に立脚する地域研究は、この経済発展の中心的課題に取り組むうえで、大きな比較優位をもっていると言えよう。

引 用 文 献

- Anderson, B. and Mendiones, R., ed. 1985. *In the Mirror: Literature and Politics in Siam in the American Era*. Bangkok: Editions Duang Kamol.
- 青木昌彦・奥野正寛編著. 1996. 『経済システムの比較制度分析』 東洋経済新報社.
- Becker, G. 1991. *A Treatise on the Family*. Cambridge: Harvard University Press.
- David, P. 1985. Clio and the Economics of QWERTY, *American Economic Review* 75: 332-337.
- Dower, J. 1999. *Embracing Defeat: Japan in the Wake of World War II*. New York: W.W. Norton.
- Gerlach, M. 1992. *Alliance Capitalism: The Social Organization of Japanese Business*. Berkeley: University of California Press.
- 原 洋之助編著. 2000. 『地域発展の固有論理』 地域研究叢書 10. 京都大学学術出版会.
- Hayami, Y. and Aoki, M., ed. 1998. *The Institutional Foundations of East Asian Economic Development*. London: Macmillan Press.
- Hill, H. 1996. *The Indonesian Economy since 1996: Southeast Asia's Emerging Giant*. New York: Cambridge University Press.
- McVey, R. 1992. *Southeast Asian Capitalists*. Ithaca: Cornell University.
- North, D. 1990. *Institutions, Institutional Change, and Economic Performance*. New York: Cambridge University Press.
- 世界銀行. 1994. 『東アジアの奇跡：経済成長と政府の役割』 白鳥正喜監訳, 海外経済協力基金開発問題研究会訳, 東洋経済新報社.
- スティグリツ, ジョセフ. 1997. 『ミクロ経済学』 東洋経済新報社.
- Williamson, O. 1985. *The Economic Institutions of Capitalism*. New York: Free Press.
- Yang, D. 1996. *Calamity and Reform in China*. Stanford: Stanford University Press.
- Yoshihara, K. 1994. *The Nation and Economic Growth: The Philippines and Thailand*. Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- 吉原久仁夫. 1999. 『なにが経済格差を生むのか』 NTT出版.